

本日、沖縄県において緊急事態宣言が発出されました。

本市におきましても、陽性者が連日、出ていることを踏まえ、市民の皆様以下  
の取り組みをお願いいたします。

沖縄県緊急事態宣言（期間：令和3年1月20日～2月7日）

（主な内容）

- 1、不要不急の外出自粛。特に夜8時以降の不要不急の外出自粛をお願いいたします。
- 2、飲食店及び遊興施設などは、朝5時から夜8時までの営業時間の短縮をお願いいたします。また、酒類の提供につきましても朝11時から夜7時までをお願いいたします。石垣市を含めた7市の沖縄県緊急特別対策は1月21日（木）で終了、1月22日（金）から、改めて全市町村を対象の要請となっています。
- 3、国の緊急事態宣言が発令された地域へは、不要不急の往来自粛をお願いいたします。（各都道府県独自の緊急事態宣言が発令された地域も同様）その他の地域については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。
- 4、沖縄本島や各離島への不要不急の往来は自粛をお願いします。
- 5、学校については、学習機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続いたします。
- 6、博物館や、運動施設など、各公共施設の運営時間は、夜8時までとします。

本市におきましては、1月7日から31日までの期間、不要不急の外出等、市民への行動自粛をお願いしていますが、沖縄県の緊急事態宣言に伴い、石垣市民の皆様へ改めて沖縄県緊急事態宣言による行動自粛をお願いします。

市民の皆さまの一人一人が、行動を変えていくことが、感染拡大を防ぐ大きな力となります。

引き続き、3密の回避、マスク着用、手洗い等のご協力をお願いします。